⑸　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎（電話078―391―7576））

⑹　鳥取県、島根県、岡山県及び広島県並びに山口県（下関市を除く。）中国地方整備局総務部経理調達課（〒730―0004 広島県広島市中区東白島町14―15ＮＴＴクレド白島ビル（電話082―511―3903））

⑺　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　四国地方整備局総務部経理調達課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎北館（電話087―811―8304））

⑻　山口県（下関市に限る。）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　九州地方整備局総務部経理調達課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎（電話092―418―3345））

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成29年国土交通省告示第1196号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、平成29・30年度を有効期間とする阪神高速道路株式会社発注の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 30 年３月 30 日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長　幸　　和範

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○平成 30 年阪神高速公告第８号

１　競争参加資格の再認定の申請ができる者

改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく平成29・30年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。

［注］

経常建設共同企業体にあっては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」（昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙）第２第２項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月４日付け建設省営管第459号）第２第２項に規定する審査対象者をいう。）全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りでない。

２　再認定の受付時期及び場所

平成30年４月１日から平成30年９月30日までの間に、次に掲げる提出場所において、郵送でのみ受け付けます【消印有効】。なお、申請書類は書留郵便（簡易書留可）により提出してください。

阪神高速道路株式会社　経理部契約課
〒541―0056 大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号　電話番号06―6252―8121

３　再認定の申請の方法

⑴　申請書等の入手方法　次に掲げる弊社ホームページの「入札契約情報」の「競争参加資格関係」から申請書はダウンロードできます。申請にあたっては申請書作成の手引きのほか再認定についての留意事項を参照してください。

http://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe/

⑵　申請書等の提出方法　申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）は、郵送により次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとします。

①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式１－１）及び（様式１－２）いずれも右上の空欄に「再認定」と大きく朱書きしてください。

②　総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものでかつ、経営事項審査の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限ります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

４　競争参加資格の再認定

競争参加資格の審査は、下記の客観的事項について、次の順に従って行います。

①　客観的事項について施工能力点を付与します。

②　土木、舗装、電気、塗装、建築については各工種ごとに、施工能力点の高得点順に契約予定金額に対応する等級を付し、再認定します。

客観的事項

１）営業規模

・工事種別ごとの年間平均完成工事高
・自己資本の額（又は平均自己資本額）
・平均利益額

２）経営状況

３）技術力

４）社会性等

５　再認定の結果の通知

弊社ホームページにおいて「有資格者名簿」への記載をもって通知に代えることとします。

６　再認定を受けた競争参加資格の有効期間

再認定の日から平成31年３月31日までとします。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり特定役務の調達を予定していますので、当該調達に関して資料等の提供を招請します。

平成 30 年３月 30 日

株式会社かんぽ生命保険　常務執行役
安藤　伸次

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28、29

⑵　調達計画特定役務及び数量

携帯電話3,600台（予定）の調達　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　平成30年12月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は調達説明書による。

２　資料及びコメントの提供方法

上記１⑵の特定役務に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　提供期限　平成30年５月１日午後５時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―0011 東京都千代田区内幸町２－１－１飯野ビルディング12Ｆ　株式会社かんぽ生命保険総務部契約担当　堀内　一男　電話03―5532―9778

３　説明書の交付

本公表に基づき応募する供給者に対して調達説明書を交付する。

⑴　交付期限　平成30年３月30日から平成30年４月29日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　その他

この調達計画の詳細は調達説明書による。